

監査委員公表第493号

平成22年3月25日付け監査第893号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成22年 7月13日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 姫 野 邦 子
 大分県監査委員 大 友 一 夫
 大分県監査委員 伊 藤 敏 幸

監査対象団体名 (所管課名)	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
大分航空ターミナル株式会社 (企画振興部総合交通対策課)	平成21年10月20日	<p>指摘事項</p> <p>経理規程第39条で「収納した金銭は、遅滞なく取引銀行に預け入れなければならない」と規定されているにもかかわらず、売上げ現金を長期間にわたり銀行に預けることなく金庫で保管していたことにより、職員による横領事件の発生を招いたので、同条の規定に基づき適正に現金管理を行うとともに、内部統制を整備されたい。</p> <p>措置状況</p> <p>毎日の売上金と臨客費準備金を区別すると共に、売上金は毎日銀行口座に預け入れることとした。</p> <p>売上金及び準備金残高の確認、売上金の預入れ等の一連の業務を分担するなどにより、相互監視ができる仕組みとしたほか、定期的な倫理研修を行うと共に、内部統制の観点から、業務監査担当を設置し、定期・随時の業務監査を行うこととした。</p>